

住田町保健福祉計画

平成31年3月

住田町

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
 - (1) 計画策定の背景
 - (2) 計画の目的
- 2 計画の位置付け
 - (1) 法律の位置付け
 - (2) 他計画との関係
- 3 計画の期間

第2章 現状と課題

- 1 人口の状況
- 2 世帯・人口の推移
- 3 障がい者の現状
- 4 介護保険の現状
- 5 町民の声から
 - (1) 地域とのかかわり、地域への愛着
 - (2) 相談
 - (3) 助け合い・支え合いに対する考え
 - (4) ボランティア活動
 - (5) 防災対策
 - (6) 住民相互の助け合いに対する考え方・地域福祉推進のための課題
- 6 地域福祉の取り組み状況の今後の課題
- 7 計画に向けた主要課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本体系
- 2 計画推進に向けた基本的な視点

第4章 地域福祉推進のための施策

- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3

第5章 計画の推進体制

- 1 計画の進捗管理
- 2 町民・関係団体・関係機関・行政の役割

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

私達を取り巻く社会情勢をみると、少子化と高齢化はますます進行し、また、近隣同士の結び付きの希薄化、価値観の多様化も広がっているといえます。その中で、家庭や地域から孤立、経済的格差の広がり、貧困の連鎖等もみられ、社会から援助を必要とする人が増えていきます。

こうした多様化する課題に対して、介護保険サービスや福祉サービス等の様々な公的サービスが提供されていますが、必要なサービスや支援につながらないままになる人等もおり、すべての課題を同時に解決することは困難です。

一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、思考を転換し福祉は「与えるもの」、「与えられるもの」といったように「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公共的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくことが必要になっています。また、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要があります。

また、生涯にわたって、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進していく必要があります。

(2) 計画の目的

この計画は、地域福祉関連施策の推進と、仕組みづくりを通して、町民の地域福祉への主体的な参加と、町民・事業者・行政の協働のもとに、自助・互助・共助・公助が相まって人としての尊厳を持って、家庭や地域の中でその人らしい自立した生活を送ることができる地域社会（共生社会）の形成を目的としています。

2 計画の位置付け

(1) 法律の位置付け

「第2期住田町保健福祉計画」は社会福祉法第107条と障害者基本法第11条第3項の規定による計画を一体的に策定したものです。

社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

障害者基本法（抄）

（障害者基本計画等）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 略

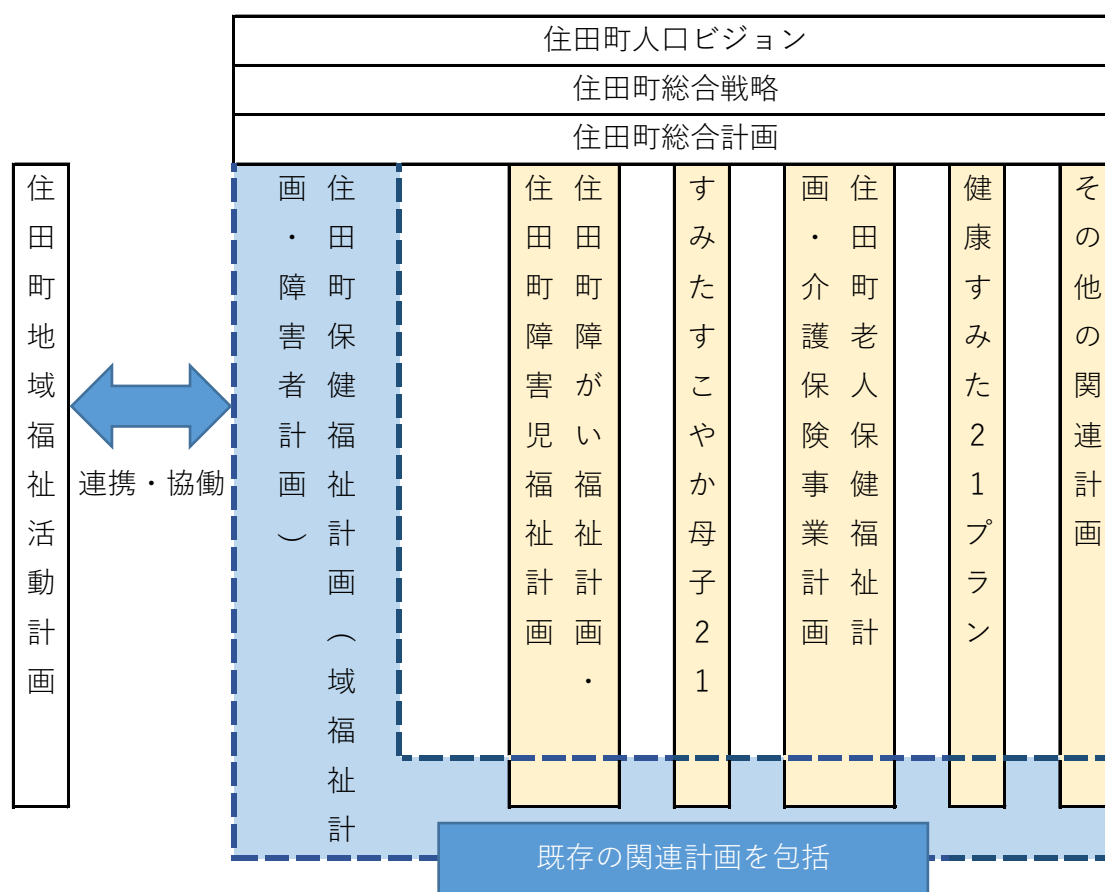
3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～9 略

(2) 他計画との関係

住田町保健福祉計画は「住田町総合計画」を上位計画とするとともに、福祉に関する各種個別計画と連携しています。高齢者・障がい者・児童の個別計画の上位計画にあたり、各分野の枠を超えて、横断的に福祉施策を展開していく唯一の計画と言えます。

社会福祉協議会は社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、民間社会福祉活動を計画化するものとして、「地域福祉活動計画」を策定しています。町の保健福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画は理念・方向性は同じであることから、相互に連携を図る関係にあります。地域住民の声を反映させ、福祉活動の担い手として参加を得ていくためには、両計画が車の両輪のように同調して実践されることが重要となります。



3 計画の期間

H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37	H 38	H 39	H 40
住田町人口ビジョン・住田町総合戦略・住田町総合											
H27～H31年度			H32～H36年度				H37～H41年度				
住田町保健福祉計画											
H21～H30		H31～H40年度									
住田町障がい福祉計画・住田町障害児福祉計画											
H27	H30～H32年度		H33～H35年度			H36～H38年度			H39～H41年		
健康すみた21プラン											
H26～H30		H31～H35年度				H36～H40年度					
すみたすこやか母子21											
H26～H30		H31～H35年度				H36～H40年度					
住田町老人保健福祉計画・介護保険事業計画											
H27	H30～H32年度		H33～H35年度			H36～H38年度			H39～H41年		
住田町地域福祉活動計画											
H27～H31年度			H32～H36年度				H37～H41年度				

計画期間はH31年度からH40年度末までの10年間とする。

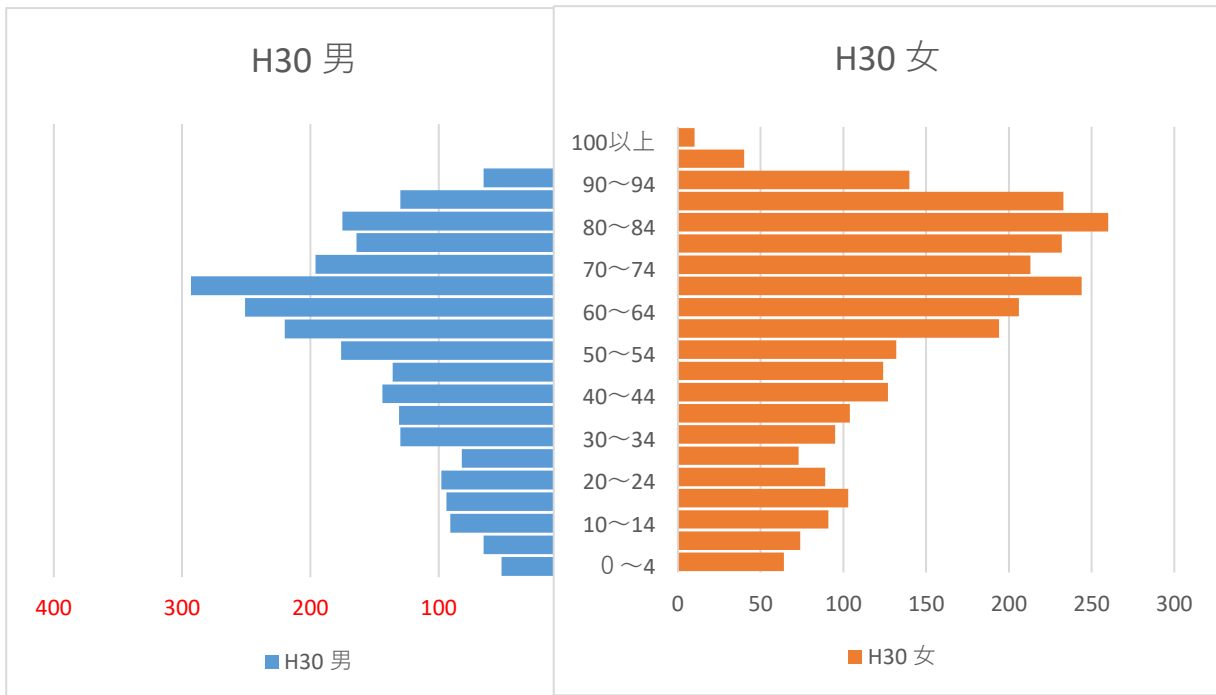
(5年度見直し又は法改正、関連計画に合わせて変更をするもの)

第2章 現状と課題

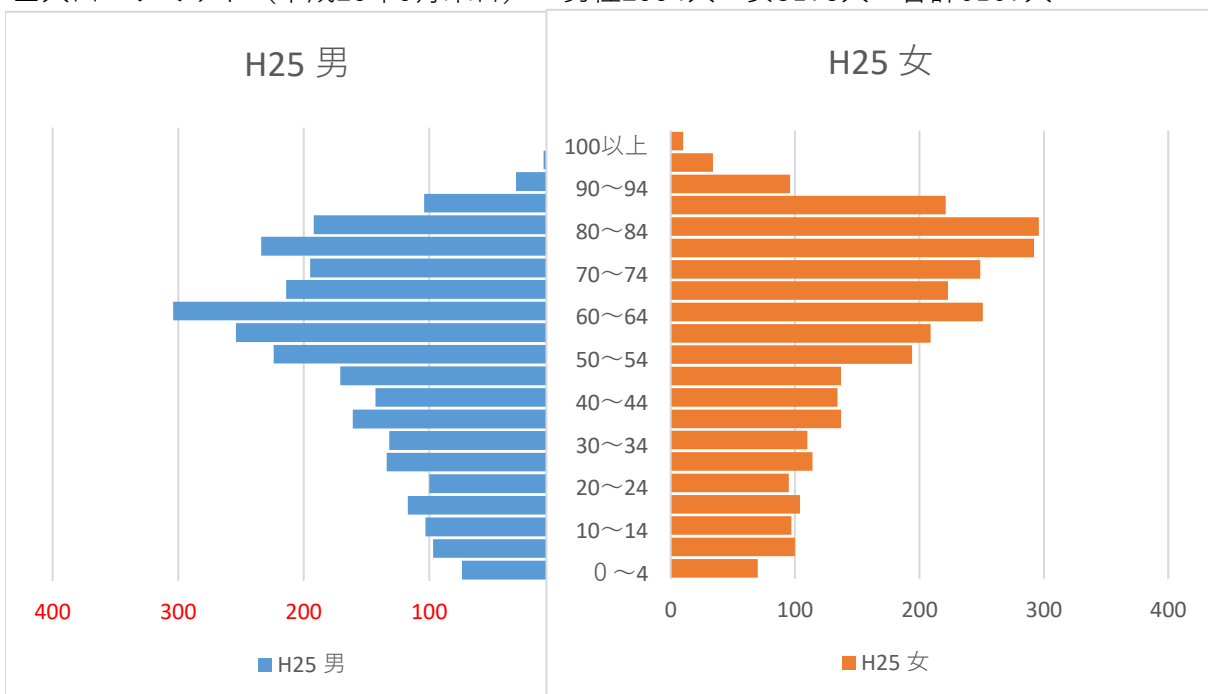
1 人口の状況

平成30年9月30日現在の人口構造は、男は65歳から69歳のいわゆる団塊の世代、女は80歳から84歳が最も多く、次いで男は60歳から64歳、女は65歳から69歳となっております。

□人口ピラミット（平成30年9月末日） 男性2696人 女2848人 合計5544人



□人口ピラミット（平成25年9月末日） 男性2994人 女3173人 合計6167人

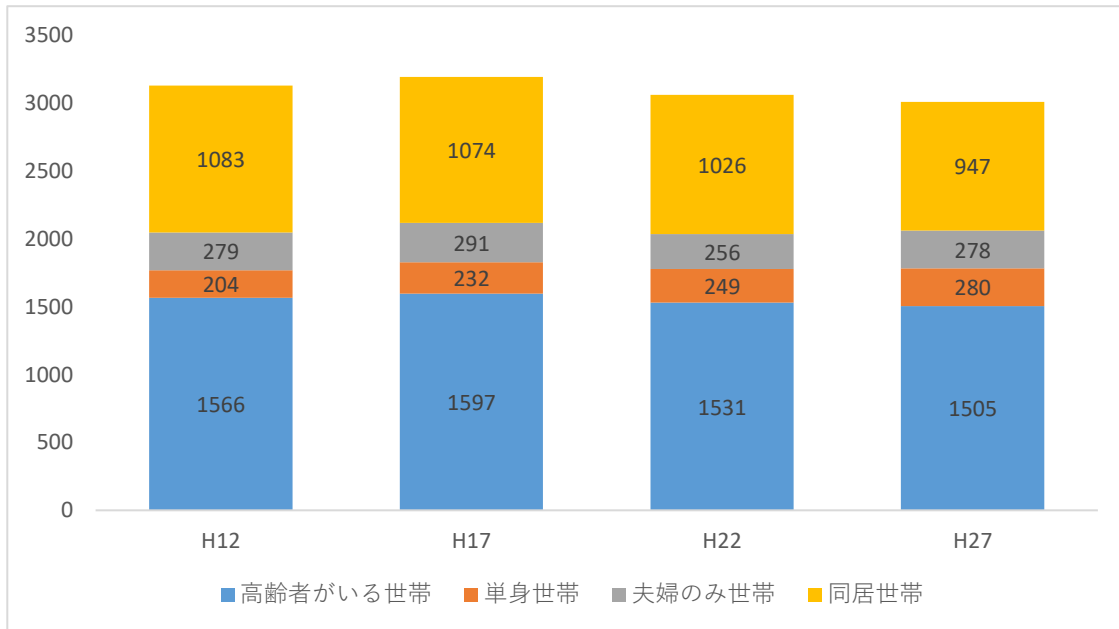


※資料 住民基本台帳

2 世帯・人口の推移

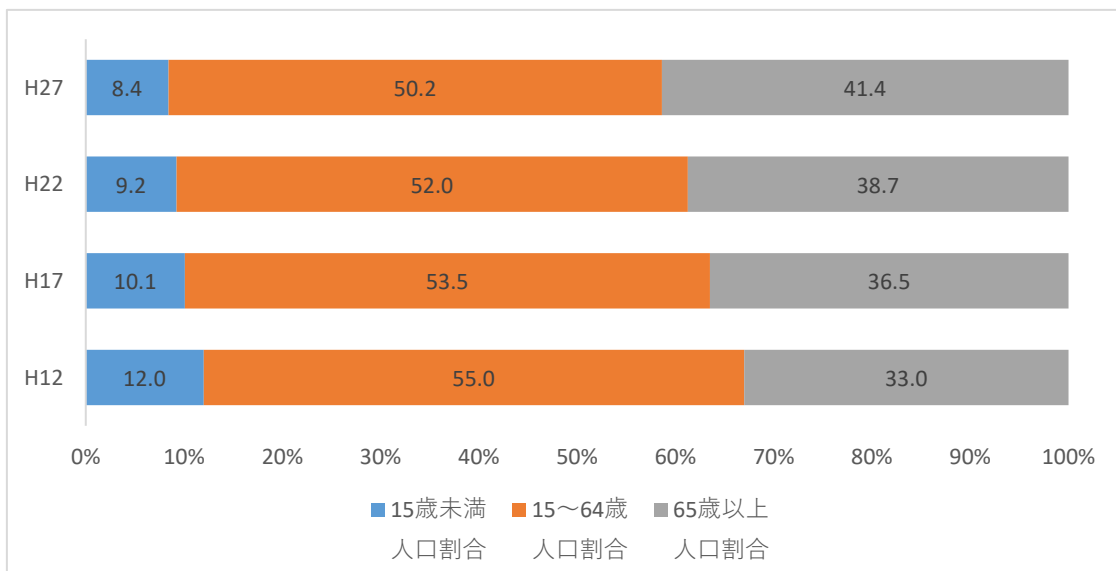
人口の減少に比べて世帯数は緩やかに減少しています。その内同居世帯数の減少が大きくなっています。人口構成をみると年少人口生産年齢人口が減少している一方で、高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

□世帯の状況



※資料 国勢調査

□年齢3区分別比率の推移



※資料 国勢調査

3 障がい者の現状

障害者手帳の所持者数は大きな変動はありませんが、身体障害者手帳の保持者数は若干減少しております。

身体障害者（児）所持者数

18歳未満

	視覚・視野	聴覚・平衡	音声・言語・咀嚼	肢体不自由	内臓障害	免疫障害	計
H29.3.31	0	0	0	1	0	0	1
H26.3.31	0	0	0	2	1	0	3

18歳以上

	視覚・視野	聴覚・平衡	音声・言語・咀嚼	肢体不自由	内臓障害	免疫障害	計
H29.3.31	15	29	6	175	85	0	310
H26.3.31	16	32	7	196	83	0	334

療育手帳所持者数

18歳未満

	A（重度）	B（軽度）	合計
H29.3.31	2	2	4
H28.3.31	2	3	5
H27.3.31	3	3	6

18歳以上

	A（重度）	B（軽度）	合計
H29.3.31	26	48	74
H28.3.31	25	46	71
H27.3.31	26	46	72

精神障害者手帳保持者数

	1級	2級	3級	合計
H29.3.31	9	14	2	25

難病患者数

H29.3.31	52
H28.3.31	48
H27.3.31	44

※資料 障がい者計画

4 介護保険の現状

要介護・要支援認定者数は、年々増加しております。認定者を要介護度別に見てみると、要支援1から要介護2までの軽度者の割合が要介護3から要介護5までの重度者の割合よりやや多くなっています。

要介護認定者数の推移

	H29	H28	H27	H26	H25	H24
第1号被保険者	491	482	470	460	448	440
前期高齢者	44	38	37	38	35	34
	447	444	433	422	413	406
第2号被保険者	11	12	15	19	17	13
合計	502	494	485	479	465	453

要介護度の分布

		H29	H28	H27	H26	H25	H24
要支援1	認定者数	26	27	34	34	37	29
	割合	5.2	5.5	7	7.1	8	6.4
要支援2	認定者数	63	48	58	44	35	41
	割合	12.6	9.7	11.9	9.2	7.5	9.1
要介護1	認定者数	90	105	93	86	101	112
	割合	17.9	21.3	19.2	17.9	21.7	24.7
要介護2	認定者数	100	103	93	102	85	84
	割合	19.9	20.8	19.2	21.3	18.3	18.5
軽度	認定者数	279	283	278	266	258	266
	割合	55.6	57.3	57.3	55.5	55.5	58.7
要介護3	認定者数	79	79	79	79	74	60
	割合	15.7	16	16.3	16.5	15.9	13.3
要介護4	認定者数	92	79	81	69	67	68
	割合	18.3	16	16.7	14.4	14.4	15
要介護5	認定者数	52	53	47	65	66	59
	割合	10.4	10.7	9.7	13.6	14.2	13
重度	認定者数	223	211	207	213	207	187
	割合	44.4	42.7	42.7	44.5	44.5	41.3
計	認定者数	502	494	485	479	465	453

※資料 介護保険事業計画

5 町民の声から

平成30年9月に町内に住所を有する18歳以上の840人を対象にアンケート調査を実施し、その内321人からの回答が得られました。

(1) 地域とのかかわり、地域への愛着

- ・地域活動に参加していると回答した人は全体の80.4%と高く、参加している行事については「一斉清掃」が18.1%と最も高くなっています。
- ・地域活動に「参加してない」と回答した人で、参加しない理由は、「仕事を持っているので時間がない」30.6%、「体力に自信がない」17.3%、「興味の持てる活動がない」「関わりたくない」それぞれ14.3%の順ととなっています。
- ・今後地域活動への参加の依頼があった場合の対応は、「内容によっては参加したい」が58.3%と最も高く、「おそらく断る」15.3%、「積極的に参加したい」12.8%の順となっています。「おそらく断る」と回答した割合は30歳～39歳の年代で他の年代より高くなっています。
- ・近所との付き合いは「あいさつや多少の協力は当然」46.5%「助け合って生きていく大切なこと」44.3%と、肯定的な意見が多くなっています。

課題・必要な対策	若い世代が近所や地域とのかかわりを持つきっかけづくり
<p>地域とのかかわり（行事等への参加）は、年代別で18歳～39歳割合が少なくなっています。この年代は近所との付き合いの程度も「会えばあいさつをする」の割合が高くなっています。</p> <p>仕事等で忙しい年代ではありますが、若い世代が主体的に参加できるような地域行事を行う等、近所や地域とのかかわりを持つきっかけをつくるのが重要と考えられます。</p>	

(2) 相談

- ・困ったことが生じたとき、「家族に相談する」と回答した割合が全体の29.7%と最も高くなっています。18歳～29歳の世代では近所の人に相談すると回答した人はいませんでした。
- ・若い世代では、相談相手は「知人」の割合が高い傾向にあります。年齢が高くなると相談相手は多様化している傾向にあります。
- ・相談相手に、民生委員・児童委員と回答した人は、若い世代にはほとんどいませんでした。

課題・必要な施策	地域から孤立する人を出さない相談・見守り支援
<p>18歳～29歳の年代では困ったときに「近所の人に相談する」と回答した人はいませんでした。年齢層が高くなるにつれて、「隣近所の人」の割合が高くなります。高齢者の安心した生活において地域とのつながりが役割を担っていると考えられます。</p> <p>若い世代も地域から孤立することなく、また、適切相談窓口、必要な福祉サービスにつながるような対策が必要となっています。</p>	

(3) 助け合い・支え合いに対する考え

- ・「地域に助けられた」と感じている人は43%となっています。75歳以上の年代では6割を超える人が地域に助けられたと感じています。
- ・地域の人たちがお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していく上で問題となっていることは、「近所付き合いが減っていること」19.6%「日中地域を離れている人が多いこと」18.1%「地域活動へ若い人の参加が少ないこと」16.8%の順となっています。
- ・近所で困っている人がいれば、「手助けできる」と回答しているものが、自分自身が「手で助けしてほしい」ものを上回っています。

課題・必要な施策	「支援したい人」を活動につなげる
近所で困っている世帯があった場合、支援できると回答している人の割合が高くなっています。実際に活動につなげるきっかけづくり、支援したい人と支援されたい人のコーディネートが必要となっています。	

(4) ボランティア活動

- ・ボランティア活動について、参加したことが「ない」と回答した人が59.6%と高くなっています。18歳～29歳の年代では「ある」と回答した人の割合が他の年代に比べて高くなっています。
- ・参加のきっかけは「自分のたちのために必要な活動だから」と回答した人が22.6%と最も高く「人の役に立ちたいから」19.2%、「困っている人や団体に頼まれたから」14.4%の順になっています。
- ・18歳～29歳の年代では、学校の授業で機会があったからと回答した人の割合が他の年代より高くなっています。

課題・必要な施策	ボランティア活動等の情報提供、参加のきっかけづくり
ボランティア活動の参加は、18歳～29歳の年代では、「学校の授業」がきっかけとなっていますが他の年代では、「自分のたちのために必要」「人の役に立ちたい」と自発的なものがきっかけとなっており、参加意欲の高さがうかがえます。 様々なボランティア活動の情報を提供し、身近なボランティア活動へ参加するきっかけづくりが必要となっています。	

(5) 防災対策

- ・災害時の避難場所を知っている人の割合は81.3%と高くなっています。福祉避難所を知っていると回答した人は26.5%と低くなっています。
- ・災害時に避難等の人の手助けができると回答した人が58.6%、手助けを必要としている人を把握していると回答した人は43.9%となっています。
- ・災害時における助け合いに必要なものは「自主防災組織」26.8%、「防災マップの作成」22.6%、「福祉サービスを提供する施設や事業者との連携」19.4%の順となっています。

課題・必要な施策	地域防災体制の構築及び充実
<p>75歳以上年代では、避難場所の認知度が他の年代と比べて低く、災害時の避難誘導の支援を必要としている人の割合が高くなっています。</p> <p>災害時の助け合いのために必要なこととして、自主防災組織と回答した人の割合が高く、災害時の自主防災組織への期待が高まっています。また、高齢者等支援を必要としている人が、どこに住んでいるかがわかるマップ作りと回答している人の割合も高くなっています。</p> <p>災害時の避難場所等の情報を発信していくとともに、地域の防災活動の周知・参加促進を図り、防災体制の充実を図ることが必要となっています。</p>	

(6) 住民相互の助け合いに対する考え方・地域福祉推進のための課題

- ・地域福祉を充実させていくうえで、住民と行政との関係では「住民も行政も協力しあい、ともに取り組むべきである」と回答した人が48.3%「住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助するべき」19.3%の順となっています。また、若い世代で「住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助するべき」と回答している割合が高くなっています。
- ・10年後の起きる問題としてあげているものは「交通が不便になること」20.6%、「隣近所との交流がなくなること」19.6%、「高齢者障がい者の支援が十分でなくなること」14.5%の順に高くなっています。
- ・誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために必要なものは「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」20.6%、「多様なニーズに応えられるような豊富な種類のサービスを用意する」15.5%、「地域における福祉や保健に関する活動の中心となる人材を育てる」14.1%の順になっています。

課題・必要な施策	住民相互の助け合いの意識啓発
<p>地域福祉のあり方について、「住民と行政が協力し合う」という協働を意識した回答が多くなっています。「地域に支えられた」と感じている人が多くいる反面、10年後の課題として、「隣近所との交流がなくなること」「世代間交流が少なくなるること」等が上げられており地域との交流・つながりが希薄になることを懸念しています。</p> <p>住民の助け合いの意識の醸成は、地域への愛着や日常の不安ごとの解消、災害対策等様々な面での安心につながると考えられることから、地域でのかかわりの必要性について積極的な啓発を行っていくことが大切です。</p>	

5 地域福祉の取り組み状況と今後の課題

○本町では、すべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉意識の醸成やサービス提供の充実、重層的な支え合いのネットワークづくり、防犯・防災といった地域の安全・安心の体制づくり等に関係機関や地域住民との協働のもと取り組んできました。

○アンケート結果からは、地域福祉の根本である、地域における支え合い、助け合いの意識が広がっているものの、若い世代は近所との関わりが少ない状況にあることや、ボランティア活動等にきっかけがなく活動ができない状況にあること等、依然として具体的な活動促進に結びつけることが難しい状況にあります。

○これらの状況に加えて、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となる「2025年問題」や、高齢者や障がいのある人、子どもに対する福祉サービスを地域全体で一体的に支える「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進、生活困窮者への支援等、時代に対応した福祉の提供体制が必要になっています。

6 計画に向けた主要課題

(1) 活動する人や担い手を 「育てる・つなぐ」

ボランティア団体等は、増加傾向にありますが、ボランティアや地域活動に参加するのは高齢者が多いことから、活動者が若い年代に広がっていくことが重要です。

関係機関との協力関係を深め、地域活動をする人の育成支援や、各種イベントを通じて幅広い年代のがボランティア活動等へ参加しやすいきっかけが必要です。

(2) 様々な福祉課題を 「知らせる・結ぶ」

複雑化・多様化する暮らしの問題に、行政だけでは迅速な対応が困難となってきました。様々な地域活動等による、きめ細かな支援によって制度を補完することが期待され、また、地域包括ケアシステムの考え方等新たな仕組みづくりの検討が始まっています。

住民一人ひとりが多様なくらしの問題について理解を深め、意識を高めていくことが重要であり、町の推進体制の整備・構築を進めるとともに、住民へのわかりやすい説明・情報発信が求められます。

(3) まちの基盤を 「つくる・すすめる」

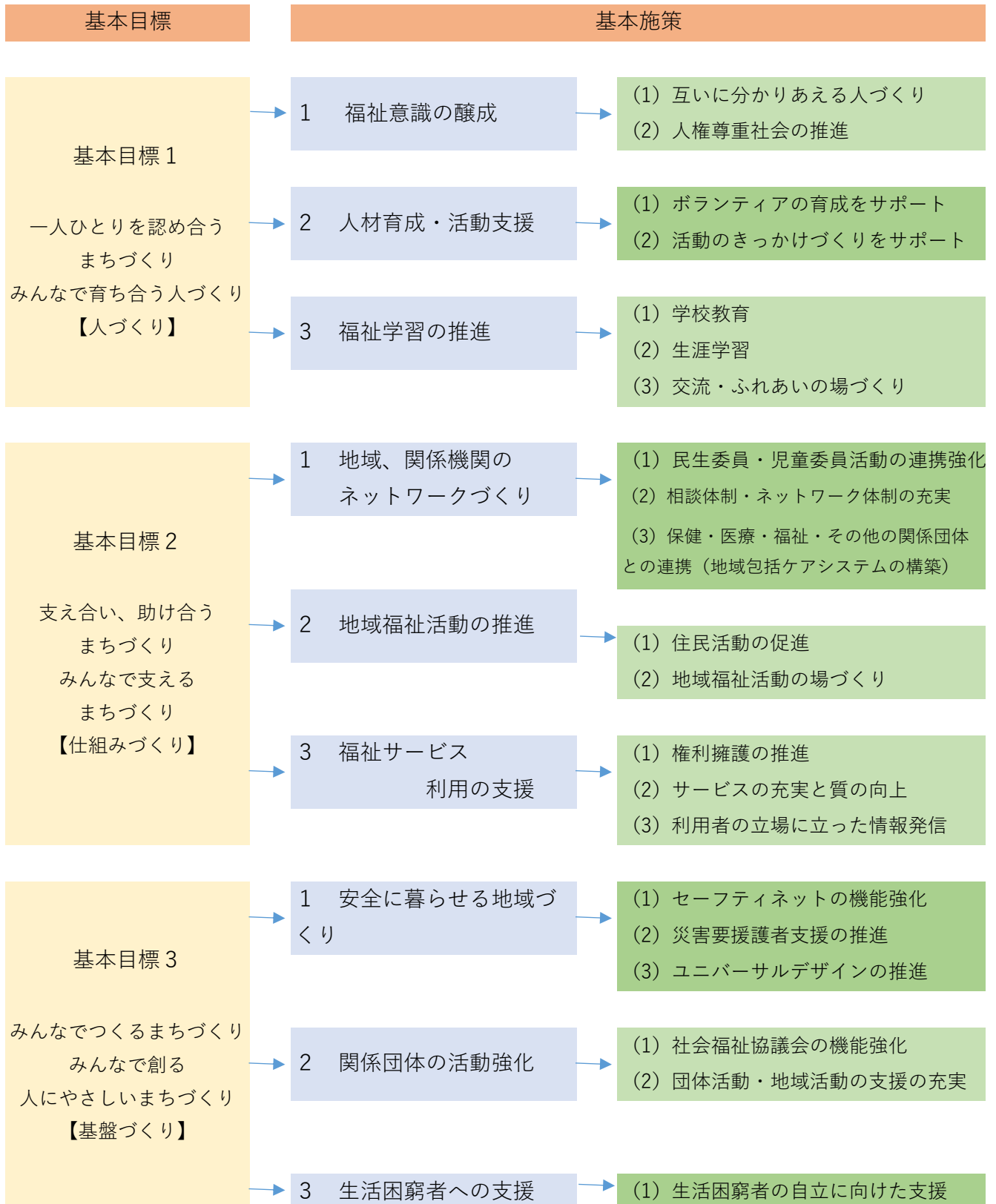
災害要援護者名簿の作成、セーフティネットの体制整備、生活困窮者への自立に向けた支援体制等、地域からの孤立を防ぎ、住民がいつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていくための基盤の整備が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本体系

【基本理念】

すべての人を主役に お互いを尊重し 支え合い 安心して 健やかに暮らせるまちづくり



2 計画推進に向けた基本的な視点

1 一人ひとりを認め合うまちづくり

地域では高齢者や障がい者、子ども等様々な福祉課題を持つ人が暮らしています。すべての町民が、人間としての尊厳を持ち、お互いの人権を尊重し、自分らしく、いきいきと生きていける社会を目指します。



人づくり

2 支え合い、助け合うまちづくり

地域の課題は地域で解決するといった地域住民相互の助け合いや協力のもと、住民主体の活動を展開し、共助による支え合い、助け合うまちづくりを目指します。



仕組みづくり

3 みんなで創るまちづくり

地域社会の主役はすべての人々です。行政・町民・企業や商店・社会福祉施設・学校等のすべての住民や事業所、団体がともに生活課題を共有し、また課題解決のためそれぞれがそれぞれの役割を担い、協働で柔軟な取組が進められるまちづくりを目指します。



基盤づくり

基本目標1 みんなが育ち合う人づくり【人づくり】

- 地域の困りごと・地域の課題を把握し、考えられる「人づくり」を進めます。
- 子どもから高齢者まで幅広く、福祉学習の機会を設け、福祉意識の醸成を図ります。
- 主体的に地域福祉活動を進めることのできる「人づくり」を進めます。
- 活動のきっかけができる「人づくり」を進めます。
- 様々な福祉ニーズに対応する活動をコーディネートできる「人づくり」を進めます。

基本目標2 みんなで支えるまちづくり【仕組みづくり】

- より一層地域活動を進めることのできる「仕組みづくり」を進めます。
- 地域の実情に応じた活動を地域全体で展開できるよう、「地域力を強化」するための「仕組みづくり」を進めます。
- 支援を必要とする人を地域全体で支えるため、関係機関の「ネットワーク」を構築・強化するための「仕組みづくり」を進めます。
- 支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、相談体制と啓発の充実を図るための「仕組みづくり」を進めます。

基本目標3 みんなで創る人にやさしいまちづくり【基盤づくり】

- 福祉のまちの実現のための「基盤づくり」を進めます。
- 災害時要援護者避難支援体制の充実を図るため「基盤づくり」を進めます。
- 地域福祉の推進を図るため、町・社会福祉協議会・地域が協働で、地域の独自性を活かした。住民主体の「基盤づくり」を進めます。

第4章 地域福祉推進のための施策

基本目標1 みんなで育ち合う人づくり

1 福祉意識の醸成

誰もが福祉に関心を持つとともに、お互いに人権を尊重し合い、共に生きる社会づくりを進めるため、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念等、人権にかかわる基本的な考え方の普及・啓発を図ります。

また、子ども、高齢者、障がいのある人等誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進められるよう、町民の理解や男女共同参画に対する理解を深めるための機会の充実を図ります。

さらに、配偶者等に対する暴力や高齢者、児童、障がい者虐待等の人権侵害の防止にかかる啓発を強化し、地域での暴力防止や虐待防止の取り組みを促進します。

(1) 互いに分かり合える人づくり

現状と課題

○住民一人ひとりが「我が事」として地域社会へ主体的に参加し、「障がいのあること」や「老いること」等地域で暮らしている様々な方々の課題や困難を理解し、交流や体験活動等を通じて思いやりやいたわりの気持ちを育むことが必要となっています。

○男女共同参画の推進と、子ども、高齢者、障がいのある人等あらゆる人がお互いに分かり合える環境づくりが求められています。

○アンケートによれば、近所の人と「会えばあいさつをする程度」と回答した人が46.8%と割合が高くなっています。また、住みよい社会を実現していくうえで問題となっていることは、「近所付き合いが減っていること」と回答した人は19.6%と高くなっており近所付き合いが希薄になっていることがうかがえます。

○近所との付き合いについては、「助け合って生きていく大切なこと」が44.3%、「あいさつや多少の協力をするのは当然である」が46.5%「あいさつはするがかかわり合いたくない」6.5%の順となっており、ほとんどの人が近所付き合いに必要性を感じているようです。

○地域活動へ「参加している」と回答した人は80.4%と高い割合となっていますが、若い年代で参加していると回答した人の割合が他の年代に比べて低くなっています。

施策の方向

□誰もがお互いの人権を尊重し、相互に理解を深め、あたりまえに暮らしていけるように、人権に関する基本的な考え方であるノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方の普及啓発を図ります。

□町民一人ひとりがお互いを尊重し合い、誰もが地域から孤立することなく、地域の一員として暮らせるまちづくりを目指します。

具体的な施策

地域の交流の促進	年齢等にかかわらず、誰もが地域の一員として、気軽に活動に参加できる環境づくりと潜在的な担い手の掘り起こしを促進します。
男女共同参画の啓発推進	男女がお互いに尊重し合い、共に協力して支え合うまちづくりを進めることの重要性等、男女共同参画についての意識啓発を図ります。
障がいと障がいのある人への理解の促進	孤立を作らないことを目指し、障がいのある人もない人も共生していく住民の意識の啓発を図ります。

関連事業

- ・自治公民館活動への支援（教育委員会）
- ・男女共同参画関係講座の実施（教育委員会）
- ・家庭教育学級の実施（教育委員会）
- ・共生のまちづくり事業（保健福祉課）

(2) 人権尊重社会の推進

現状と課題

○すべての人は人間としての尊厳を持ち、年齢や性別、国籍、社会的立場等の違いにかかわらず、人権という基本的な権利を有しています。障がい者に対する差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の定義を定めた「障害者差別解消法」が制定される等、相互に人格と個性を尊重し合いながら「共生する社会実現」に向けて一層の取り組みが求められています。

○本町では、近年外国籍の住民が増えており、今後も増加が見込まれます。

○家庭内暴力、児童虐待、ひきこもり等の社会的養護を必要としている子どもの増加やケースの複雑化に対応するため、家庭相談員を配置し、学校等関係機関との連携を図りながら、虐待の予防、早期発見に努めています。

施策の方向

□町民に対する人権啓発・人権教育を推進します。

□配偶者等に対する暴力は、人権侵害であること理解と防止に向けた啓発を進めます。児童虐待や、高齢者虐待、障がいのある人の虐待防止に向け、通報・相談体制の充実を図るとともに、関係機関によるネットワークを整備し、防止・早期発見・支援等の対応の体制強化を推進します。

具体的な施策

人権啓発・教育の推進	町民一人ひとりの人権に対する意識の向上を図るため、あらゆる人権問題（障がい者、男女、子ども、高齢者）をテーマにした人権教育を推進します。
配偶者に対する暴力の防止、児童・高齢者・障がい者に対する虐待の防止	配偶者に対する暴力は人権侵害であることへの理解を深め、また児童・高齢者・障がい者に対する虐待防止に関する啓発を進め地域での暴力・虐待防止の取り組みを推進します。

関連事業

- ・人権擁護委員の学校訪問（町民生活課）
- ・チラシ配布での意識の啓発（保健福祉課等関係機関）
- ・相談体制の充実、緊急体制の整備（保健福祉課等関係機関）
- ・障がい者虐待保護事業（保健福祉課）
- ・家庭相談員設置事業（保健福祉課）
- ・障がい者相談員設置事業（保健福祉課）
- ・要保護児童対策地域協議会運営事業（保健福祉課）

2 人材育成・活動支援

地域福祉活動やまちづくりの活動等に、これまで参加が少なかった子ども、若者、働く世代等が参加しやすい環境づくりを進めます。

地域福祉を担う人材としては、専門的能力を備えた社会福祉事業従事者をはじめ、地域の福祉課題に日常的に取り組むボランティア等が必要であり、これらの人材確保・育成を図るため多様な社会資源をネットワークで結びながら人材の育成を図ります。

(1) ボランティア育成をサポート

現状と課題

○福祉ニーズが増加する中で、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、インフォーマルな福祉サービスや、多様なサービスの担い手の確保が必要となっています。ボランティア団体が継続性を持ちながら活動していくためには、主体的に福祉活動を担う人材の養成が必要です。

○社会福祉協議会ではボランティア活動連絡会の再構築を図りボランティア団体の育成に努めています。

○アンケートによれば、ボランティアの活動経験が「ない」と回答した人は59.6%と「ある」と回答した人を上回っています。また、ボランティア活動ができる条件は「自分が健康であること」、「時間や収入にゆとりがあること」、「ともに活動する仲間がいること」の順となっています。

施策の方向

□町は、様々な分野で活躍する住民の知識や技術、経験が発揮されるよう、住民ボランティア意識の向上のため、社会福祉協議会の支援を行います。また、住民の多彩な才能を地域福祉活動やボランティア活動に活かすための環境づくり、身近な地域でのボランティアの供給体制ができる体制づくりを進めます。

具体的な施策

暮らしの問題とリンクしたボランティア育成の支援	地域で必要とされているボランティアの育成に努めます。また、活動機会の充実に努めます。
ボランティア研修の充実	社会福祉協議会との連携を図り、ボランティア研修の充実を図ります。

関連事業

- ・ ボランティア養成講座の支援（社会福祉協議会）
- ・ すみたお助け隊事業（社会福祉協議会）
- ・ ボランティア活動連絡会体制強化の支援（社会福祉協議会）
- ・ 手話奉仕員養成講座の開催（保健福祉課）

(2) 活動のきっかけづくりをサポート

現状と課題

○住民の地域活動への参加が促進されるよう、そのきっかけづくりと地域を中心に学習機会の提供が必要になっています。

○地域福祉をはじめ環境問題等のまちづくりに取り組んでいる団体やグループを支援するとともに同時に、地域福祉の推進という共通の目的をもったNPO法人や地域活動についても、さらに連携を進める必要があります。

○アンケートによれば、近所で困っている世帯があったら何かしら「手助けできる」と考えているとの回答が、「手助けしてほしい」との回答を上回っています。助け合いの意識を持つ町民が多くなっています。

施策の方向

□地域福祉活動への地域の様々な人のかかわりを促進するため、そのきっかけづくりとなる学習機会の提供や懇談会、ボランティア体験機会の提供充実に努めます。

□町はボランティア団体やNPO同士の情報交換等、交流や連携の場の提供を進めます。

具体的な施策

多世代でボランティア活動に参加できる機会の提供	地域でのボランティア活動等の様々な活動に子どもと大人が共に参加し、地域福祉活動参加のきっかけとなる機会が広がるよう支援に努めます。
まちづくり活動に対する支援	町民活動の立ち上げに対する支援を行うとともに、継続して活動できるよう関係機関と連携して支援に努めます。

関連事業

- ・ ボランティア活動の情報提供（社会福祉協議会・保健福祉課等）
- ・ ボランティア活動連絡会体制強化の支援（社会福祉協議会）
- ・ みんなでできる町づくり事業（企画財政課）

3 福祉学習の推進

町民一人ひとりが福祉に関する関心を高め、思いやりや支え合い、助け合いの心を育むため、子どもの頃から生涯を通じて福祉学習を受ける機会の提供を進めます。

また、町民誰もが命の大切さや思いやりの心を、地域の様々な人の交流やふれあいを通して育めるよう、交流やふれあいの場づくりを促進します。

(1) 学校教育

現状と課題

- 福祉に対する意識を高め、支え合い、助け合うことを当たり前と感じて福祉活動に参加できるようになるためには、子どもの頃から福祉活動を知り、経験することが重要です。
- アンケートによれば、福祉教育は「学校教育の中で学ぶ」と回答している人は36.2%と最も高い割合となっています。

施策の方向

□子どもたちが福祉に対する意識を高め、主体的にボランティア活動に取り組めるよう、福祉教育の推進を図ります

具体的な施策

福祉体験学習の推進	小中学校と連携し、子どもたちの福祉体験学習を推進します。
-----------	------------------------------

関連事業

- ・ 福祉体験教室の実施の推進（社会福祉協議会）
- ・ 乳幼児ふれあい体験（保健福祉課）

(2) 生涯学習

現状と課題

○学校・家庭・地域における行事等様々な活動を通して、福祉に対する意識の向上や必要な知識の向上を図っていく必要があります。

施策の方向

□社会福祉協議会、地区公民館、自治公民館や障がい者団体等と連携し、町民の福祉に対する意識の向上を図るとともに、福祉に対する理解を深めたり、支援や介助に必要な知識、技術の取得の促進を図ります。

具体的な施策

地域福祉に関する講座等の開催	地域福祉活動に参加するきっかけとなる講座やイベントを開催し、学習の機会や場の提供に努めます。
----------------	--

関連事業

- ・高齢者教室の開催（教育委員会）
- ・各種講座の開催や自主グループの育成・支援（教育委員会・保健福祉課）

(3) 交流・ふれあいの場づくり

現状と課題

○三世代交流や高齢者、子ども、障がいのある人たちが身近な地域で気軽に集える場づくり等が求められていることから、今後は、交流や情報交換、あるいは相談の場ともなるような場所づくりを進める必要があります。

○アンケートによれば地域活動へは「内容によっては参加したい」と回答した人が58.3%と最も高くなっています。

施策の方向

□身近な地域の中で高齢者や子ども、障がいのある人、外国人等、誰もが気軽に集い、交流できる機会や場づくりを進めます。

具体的な施策

世代を超えたサークル活動の促進	地域での趣味やスポーツ等において、世代を超えた多様なサークル活動を促進します。
健康づくりや食育等を視点とした世代間交流の促進	生涯を通じた健康づくりを進める、生活習慣病の予防や正しい食習慣づくり等、世代を超えて地域ぐるみで健康に対する関心を高め、健康づくり運動を促進します。

関連事業

- ・老人クラブ活動の開催（保健福祉課・社会福祉協議会）
- ・各種スポーツ教室の開催（教育委員会）
- ・地区栄養教室の開催（保健福祉課）
- ・学童クラブ食育教室の開催（保健福祉課）
- ・町民健康講座の開催（保健福祉課）
- ・障がい者作品展・スポーツ交流会の開催（保健福祉課、社会福祉協議会）
- ・高齢者スポーツ大会への支援（保健福祉課、社会福祉協議会）

基本目標 2 みんなで支えるまちづくり

1 地域・関係機関のネットワークづくり

町では、地域で支援を必要とする人を、適切にサービスが提供されるよう、行政機関と福祉サービス（介護保険サービスを含む）提供者と連携を強化します。また、町民の多様な相談に対応できるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員・児童委員のネットワーク構築を進めます。さらに、地域の団体や関係機関等をつなぎ、新たなサービスの開拓や活動につなげられるよう、トータルコーディネートを図ります。

(1) 民生委員・児童委員活動の連携強化

現状と課題

○民生委員・児童委員は、住民の生活状況の把握や相談支援、福祉サービスの利用援助等様々な活動を行っており、生活・福祉課題を抱える地域住民にとって、最も身近な相談相手です。

○町では、地域の中で見守りや支援が必要な人の把握や、緊急時等の対応を行うため、民生委員・児童委員や消防署等と連携を図っています。

○民生委員・児童委員に期待される役割が増大し負担が大きくなってきている、担い手が不足している、生活・福祉課題が複雑・多様化し、民生・児童委員だけでは対応しにくくなっている等が、課題となっています。

○相談窓口は子ども、障がいのある人、高齢者等の対象者や内容に応じて専門的な相談機関があります。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等も相談窓口です。相談が必要な人にとっては、どこに相談に行けばいいのかという情報が必要です。複合的な内容については、たらいまわしにされない適切な対応が望まれます。また、相談対応では、きめ細やかで継続した対応が求められます。今後とも、各種相談窓口の充実と社会福祉協議会、民生委員・児童委員が行う相談活用との連携強化を進める必要があります。

施策の方向

□民生委員・児童委員の活動について広くPRに努め、住民への周知を図り町民の理解を深めます。また、社会福祉協議会との連携協力のもと、関係団体や関係機関とネットワークを充実します。

具体的な施策

民生委員・児童委員活動の周知	ひとり暮らし高齢者に対する支援をはじめ地域の中で様々な活動を行っている民生委員・児童委員の活動について、町民の理解を深める。
----------------	--

関連事業

- ・「民生委員・児童委員PRチラシ」の配布（保健福祉課・社会福祉協議会）
- ・いきいきふれあいサロン事業の実施（民生児童委員・社会福祉協議会）
- ・民生委員・児童委員と各種相談員の連携
（保健福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会）

(2) 相談体制・ネットワーク体制の充実

現状と課題

○ダブルケアや8050問題等地域の多様な福祉ニーズや福祉問題を抱える住民の迅速かつ適切な相談支援を行うためには、多機関の協働による支援体制が必要です。町では高齢者、障がい者、児童、女性等それぞれの福祉分野の相談員、窓口を設置し、連携しながら多様な福祉ニーズに対応した相談支援を行っています。領域ごとのさらなるネットワークの構築に加え、領域を越えたネットワークの構築が必要であり、コーディネート機能の強化をし、協働による支援体制を確保していく必要があります。

○相談内容の多様化・複雑化に対応するため、総合相談窓口となり得る職員の育成をする必要があります。

○今後も引き続き職員の向上を進めるとともに、地域での身近な相談窓口として地域包括支援センターや民生委員・児童委員による相談機能等、利用しやすい相談体制の充実に努める必要があります。

○アンケートによれば、日常生活で「困ったことがある」と回答した229件中、「相談する相手がない」「相談しない」と回答した人が17件となっています。

○困った時の相談相手は「家族」「知人」「親戚」の順になっており、18歳～29歳の年代では、「近所の人」と回答した人がおらず、地域から孤立することがないよう対策が必要と思われます。

施策の方向

□町民の相談に適切に対応できるよう、身近な相談窓口から専門相談機関まで連携を強化し、制度によるサービスにつなげます。また、地域団体や関係機関が連携して、新たなサービスや活動につながるよう、地域福祉に関わる人々の情報交換や連携の場づくりを促進します。

□身近な地域の相談窓口として、町民に対し民生委員・児童委員の周知を図るとともに、専門的な相談も受けられる体制づくりとして、地域包括支援センター機能の充実に努めます。また、地域包括支援センター職員をはじめ、窓口業務の資質の向上を図ります。

□複合的なケースや困難事例については、町内関係課での協議や調整等による対応を図るとともに、県等専門相談機関等との連携を強化し、適切な対応を図ります。

具体的な施策

地域の身近な相談窓口と行政の各担当窓口等との連携推進	「専門性が高い」や「複合的」といった町民の相談に対して適切な対応ができるよう、民生委員・児童委員、保健推進委員、食生活改善推進員、障がい者相談員等地域の中の相談員と、行政窓口との連携を進めます。
相談機関と町行政各担当窓口、専門相談機関同士の連携強化	地域の相談員からの相談や町行政窓口での相談等に迅速かつ適切に対応するため、町行政各担当窓口と専門相談機関との連携や、必要に応じて専門相談機関同士の連携強化を図ります。

関連事業

- ・各相談員、委員の連携強化（各関係機関）
- ・障がい者基幹相談支援センター事業（保健福祉課）

(3) 保健・医療・福祉・その他の関係団体との連携（地域包括ケアシステムの構築）

現状と課題

○地域の健康づくりの推進として各種検診、予防接種の円滑な実施体制を医療機関、検診機関の協力を得て実施しています。

○医療機関の減少、医療従事者の確保が課題となっています。地域によっては高齢者等の受診が困難となっています。

○アンケートによれば、相談相手として、かかりつけ医師、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員のニーズが高まっています。

施策の方向

□すべての人が住み慣れた地域で自立した生活を営み、ライフステージを通して適切な支援ができるように医療や介護、介護予防、住まい、福祉サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

□地域における多様なニーズに対応するため、かかりつけ医師、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員の他、公民館、関係団体との連携が連携することによる横断的なケアマネジメントを推進します。

具体的な施策

保健・医療・福祉体制の強化と連携	子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉分野において、保健、医療、福祉分野のサービス事業者・専門機関の連携を促進し、要支援者に対してサービスの提供を総合的に調整する体制を強化します。
地域包括ケアシステムの推進	医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を推進します。

関連事業

- ・地域医療体制の確保（医療機関の連携）（保健福祉課）
- ・在宅医療の確保と介護の連携（保健福祉課）
- ・ICTを活用した医療・介護体制の構築（保健福祉課）
- ・地域包括ケアシステムの構築（保健福祉課）

2 地域福祉活動の推進

地域の様々な生活課題に対応し、地域住民や地域団体等が自主的に支え合いや助け合いの活動をすすめられるよう、地域活動を支援します。また、地域で支え合いや助け合いの活動等が円滑に進められるよう、身近な地域での地域福祉活動の場づくりを進めます。

(1) 住民活動の促進

課題と現状

○まちづくり大会では、地域活動等の取り組みの事例等を紹介する等し、地域活動の促進を図っています。

○ボランティア活動連絡会で情報交換会等、ボランティア同士の交流会等が開催されています。活動する人たちが交流することにより、お互いの運営や活動上、工夫していることや悩みの相談等情報交換を行っています。

施策の方向

□ボランティア活動を支援し、社会福祉協議会の活動を支援するとともに、地域の課題解決に向けた地域活動に努めます。

具体的な施策

地域福祉活動等の情報提供	自分たちの地域や団体、グループで取り組める事例の発見やボランティア活動の意識、楽しさ、やりがい等の情報の共有を図ります。
地域活動のPR	町民が地域の活動に参加したいと思えるように、地域活動のPRをします。

関連事業

- ・まちづくり大会の開催（保健福祉課、教育委員会、町民生活課）
- ・社会福祉大会の開催（社会福祉協議会）
- ・ボランティア活動連絡会体制強化の支援（社会福祉協議会）

(2) 地域福祉活動の場づくり

課題と現状

○地域では、多様なニーズに応じて、近隣の住民や町内会、自治公民館、ボランティア団体、NPO法人等による「サロン」や「カフェ」等の提供が行われています。

○人口減少・少子高齢化や過疎化の進行等により、外出支援等様々な生活支援ニーズが更に高まる一方、地域の支える担い手の不足や、住民の生活上のニーズに応じた住民主体の活動やサービスの情報がよく知られていない課題があります。

施策の方向

□地域住民の多様な生活課題に対応し、支え合いや助け合い、交流等の活動内容の広がりや活性化を図るため、地域資源を活用した身近なふれあいの場や情報交換の場づくりを検討します。

具体的な施策

地域住民の主体的な活動支援	地域によって異なる困りごとや課題等を住民が解決するといった地域住民の主体的な活動を支援します。
高齢者や障がい者等の社会参画の推進	行事等を通じて人との交流を持ち、高齢者や障がい者が社会参画をするための各種サービス・活動の場の充実に努めます。

関連事業

- ・認知症カフェ運営事業（地域包括支援センター）
- ・よりあいカフェ運営事業（社会福祉協議会）
- ・小さな拠点づくり事業（企画財政課）

3 福祉サービス利用の支援

誰もが安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの整備と利用を促進するとともに、サービスの質の向上をサービス提供事業者と連携して進めます。

また、サービス利用したいときに、気軽にきめ細やかな相談を受けることができるよう、相談・情報提供の充実に努めます。

さらに、社会福祉協議会が行う権利擁護事業の支援や成年後見人制度の効果的な利用を図り、認知症や知的障害等により判断能力が十分ではない人が、福祉サービスを利用しながらその人らしい生活をおくれるよう支援します。

(1) 権利擁護の推進

現状と課題

○認知症や知的障害等により判断能力が十分ではない人が、地域においてその人らしい生活を送ることができるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う権利擁護事業を社会福祉協議会が実施しています。また、本人の意思確認が難しい場合は、成年後見人制度があります。

○さらなる高齢化に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、誰もが利用しやすい事業の検討や、町民への権利擁護意識の啓発が必要です。

○町民後見人養成講座や、養成講座受講のフォローアップ事業等、人材の育成と活動支援体制の整備が必要となっています。

施策の方向

□認知症高齢者や知的障害者等で判断能力が十分ではない人が、必要なサービスを利用して自立した生活をおくることができるよう、権利擁護事業や成年後見人について周知を図るとともに、利用を促進します。

具体的な施策

成年後見人制度の普及と利用しやすい体制の構築	成年後見人制度の活用を進めるため、町民に広く啓発します。また成年後見人制度が利用されるように相談支援に努めます。
------------------------	--

関連事業

- ・高齢者権利擁護等推進事業（保健福祉課・地域包括支援センター・社会福祉協議会）
- ・障がい者成年後見人制度利用支援事業（保健福祉課）
- ・成年後見人の養成と制度の普及啓発（保健福祉課・地域包括支援センター）

(2) サービスの充実と質の向上

現状と課題

- 少子高齢化の進行により量的にも増加する福祉ニーズや、多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、引き続き福祉サービスの充実と質の向上を図る必要があります。
- 介護保険制度が高齢者を支える社会保証制度として定着し、高齢者人口の増加とともに介護サービスの需要は増加する見込みとなっています。
- 福祉サービスを提供する事業等が多様化する利用者の個別ニーズに対応できるよう、運営体制の強化や職員の資質の向上に努める必要があります。
- 今後は利用者がサービスの内容や事業者等に対する苦情を公正な立場で処理する仕組みの検討が必要です。
- 障がい福祉サービスの提供や障がいのある人の支援に関して等、サービス提供事業者関係者や関係機関が相互の連携を図り課題を共有することを目的として「障がい者自立支援協議会」を2市1町で設置しています。
- アンケートによれば、福祉サービスを利用し「不満を感じたことがある人」と回答した割合が全体の7.8%と低くなっていますが、その後の対応で「サービスを受ける側なのであきらめた」と回答した人が33.3%と最も高くなっています。
- 福祉サービスは「必要ではあるが、個人の負担が増えないように国、県、町が負担し充実させるべき」と回答した人が74.8%と高くなっています。

施策の方向

- 事業者と連携し、サービスの質・量の確保向上を図ります。
- 介護サービスを障害福祉サービス等に対する苦情については、相談対応の充実を図るとともに、公正な立場で対応する仕組みについて検討します。
- サービス利用したいときに、気軽にきめ細やかな相談を受けることができるよう、相談・情報提供の充実に努めます。利用者本位の質の高いサービスの提供が図れるよう、サービス事業者の自己評価や外部評価の利用啓発を図る。

具体的な施策

事業者職員やサービス提供者の研修充実についての働きかけ	サービス利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう、事業者職員やサービス提供者に対して人権尊重と接遇の意識と知識、技術等の向上のため研修の充実について働きかけます。
地域での新たな福祉ニーズの掘り起こしとサービス事業者への発信	支援を必要とする人が、暮らしの場でのニーズに適したサービスが利用できるよう、地域活動の中で新たな福祉ニーズの掘り起こしを進めるとともに、サービス事業者への発信をおこなっていきます。

関連事業

- ・各種相談受付・充実（保健福祉課・地域包括支援センター・社会福祉協議会等）
- ・関係職員の研修（保健福祉課・関係機関）
- ・地域包括ケア会議の充実（地域包括支援センター）
- ・自立支援協議会各部会の充実（保健福祉課）
- ・自立支援給付事業、地域生活支援事業、児童デイサービス事業、介護サービス事業、介護予防サービス事業等（保健福祉課、地域包括支援センター）

(3) 利用者の立場に立った情報発信

現状と課題

○高齢者、障がい者、児童福祉等分野別の情報は、庁内各担当部署での相談対応等による情報提供を行っています。また、聴覚障がい者のための手話通訳者の派遣の体制整備等の情報のバリアフリー化にも取り組んでいます。

○広報やホームページの内容を充実することにより必要な情報が適切に届く体制づくりを進めるとともに、障がいのある人に対してサービス提供事業者等と連携し、情報内容の充実や、年代、障がいの種別、程度に応じた多様な媒体によるきめ細やかな情報連携が必要です。

○情報が得にくい状況にある人に必要な情報を提供するには、口コミも重要な伝達手段であることから、住民同士の交流を通して情報提供の場ともなるよりあいカフェ事業の立ち上げを支援しています。

○アンケートによれば、福祉や健康に関する情報を「広報すみた」「すみたテレビ」「家族や友人・知人、近所の人」の順となっています。

○福祉や健康については知りたいのは、「福祉や健康等サービスの利用方法についての情報」、「医療や病院についての情報」、「高齢者や障がい者についてのサービスの情報」の順になっています。

施策の方向

□高齢者や障がいのある人、外国人等誰もが必要なサービス等の情報を容易に入手できるよう、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。

具体的な施策

高齢者や障がい者等に対するわかりやすい情報提供	高齢者や障がいのある人等も利用しやすいよう、福祉サービスをはじめ、保健・医療、教育等に関するわかりやすい情報の提供に努めます。
-------------------------	---

関連事業

- ・各種情報の「広報すみた」「住田テレビ」への提供、掲載(保健福祉課、企画財政課)
- ・学習会・各講座等への情報提供（教育委員会、保健福祉課）

基本目標3 みんなで創る人にやさしいまちづくり

1 安全に暮らせる地域づくり

住み慣れた地域で、誰もが生涯にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、セーフティネット機能の強化を図るとともに、災害時の要援護者対策について要援護者の把握から個人の支援プランづくり、地域の避難体制の確立等、総合的な対応を進めます。

また、高齢者や障がいのある人等の社会参加を促進するため、道路や建物等についてユニバーサルデザインの推進を図ります。

(1) セーフティネットの機能強化

現状と課題

○無縁社会といわれる中で、都市部を中心に孤立死高齢者の行方不明等が大きな問題になっています。ひとり暮らし高齢者について民生委員・児童委員等の訪問活動、緊急通報装置の設置、社会福祉協議会でのおげんき電話等見守りシステムの整備等が取り組まれています。

○認知症高齢者の徘徊への対応、高齢者、障がい者、子どもへの虐待防止、ひとり暮らし高齢者の孤立防止等を強化するため、地域におけるよりきめ細やかなセーフティネットの構築が必要です。

施策の方向

□住み慣れた地域で、誰もが生涯にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、また支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、日頃から近所付き合いをし、地域住民相互の信頼関係の下に、支援を必要とする人の情報の把握等を進め、日常の見守りや声かけ等の体制の充実を図ります。

具体的な施策

ひとり暮らし等高齢者世帯の見守り	ひとり暮らし等世帯の見守りに関して、地域のニーズに合わせて発見や見守りの対処方法を検討します。
障がい者やその家族が安心して暮らせる地域づくり	孤立化が懸念される障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、障がい者本人だけでなく擁護する家族の相談に応じたり、必要なサービスにつなげる等の支援を行うとともに、支援者間の情報の共有や見守り、訪問活動の促進を図ります。
地域の生活課題や支援を必要としている人の把握	生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援を必要とする高齢者、障がい者、子育て世帯等の生活実態の把握に努めます。

関連事業

- ・障がい者支援事業（あゆっこの会）（保健福祉課）
- ・育児支援事業（相談・訪問）（保健福祉課）
- ・障がい児を中心とした（発達・発育・子育て等）巡回相談（児童家庭支援センター大洋他）
- ・気仙安心ネットワークシステム運用（大船渡警察署）
- ・ひとり暮らし高齢者の見守りサービス（保健福祉課、社会福祉協議会）
- ・ゲートキーパー養成講座（保健福祉課）

(2) 防災・要援護者支援の推進

現状と課題

○災害時において要援護者の避難を支援するため、平成22年度から要援護者名簿を作成しています。見守りや支援生活を行ううえで、個人情報保護に配慮しながら、関係団体の連携調整、情報共有ができるネットワークの整備が必要です。

○民生委員が中心となり災害時避難要援護者に関する状況の把握を行い名簿の整備をしております。平常時から避難支援体制を関係団体と連携を図り確認することが必要とされています。

○アンケートによれば、災害時の避難場所を知っている人は81.3%と高い割合となっています。

○緊急時に避難所への誘導が必要だと回答したのは75歳以上が最も高く、次いで30歳～39歳の年代となっています。高齢者と子育て世代に手助けを求めている人が多いといえます。

○災害時に住民が支え合うためには必要なものとして「自主防災組織」が最も高く、次いで「高齢者等がどこに住んでいるか一目でわかるマップ」の順となっています。

施策の方向

□個人情報の取り扱いを整理し、日頃から要援護者を見守りながら、地域で支え合い、助け合う関係を築き、いざというときに要援護者の安否の確認や支援を行うことができる体制づくりを進めます。

□関係機関と連携し、災害時に調整役となる災害ボランティアの育成や福祉避難所の確保に努めます。

具体的な施策

災害時要援護者避難プランの推進	「災害時要援護者避難支援プラン」の推進を図るため、民生委員・児童委員の協力を得ながら、災害要援護者の登録を進め、関係機関との連携を図り日頃からの支援体制づくりを推進します。
地域の防災体制づくり、防災訓練の促進	要援護者支援のため避難誘導や救出援護等をはじめとする防災訓練の実施を促進します。
福祉避難所の確保	要援護者をはじめ、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の人を福祉避難所の対象者とし協力を得られている施設を福祉避難所として指定します。

関連事業

- ・災害時要援護者避難支援プランの作成（保健福祉課・民生委員）
- ・災害時要援護者の安否確認体制整備（社会福祉協議会・地域包括支援センター）
- ・防災福祉マップ作成事業（社会福祉協議会）
- ・福祉避難所の協定（保健福祉課・社会福祉協議会）

(3) ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

○高齢化に伴う機能低下や障害の多様化等により、買い物等の移動時に支援が必要な高齢者や障がいのある人が増加しています。すべての人が安全で快適に外出できるように、公共スペース等の環境整備が求められています。

○高齢者や障がいのある人等、誰もが暮らしやすく、また、自由に移動できる社会の実現に向け、都市機能の計画的な配置やコンパクト化とあわせて公共交通の充実に取り組むとともに、住宅や道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の取り組みを進めていく必要があります。

施策の方向

□少子化や高齢化等が進む地域の暮らしを支えるため、公共交通の充実にあわせて、住まいや道路等の社会インフラのバリアフリー化を行い、誰もが住みよいまちづくりを進めます。

具体的な施策

建物等のバリアフリー化の推進	建物等のユニバーサルデザインに配慮した建物の建設を推進します。
交通機関の充実	誰もが安全かつ安心・快適に移動出来る交通システムの構築を図ります。

関連事業

- ・高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業（保健福祉課）
- ・住宅リフォーム事業（建設課）
- ・福祉有償運送の利用支援（社会福祉協議会）
- ・町コミュニティバスの運行・民間バスの路線の確保（町民生活課）
- ・身体障がい者福祉タクシー事業（保健福祉課）
- ・身体障がい者自動車改造費補助事業（保健福祉課）

2 関係団体の活動強化

地域住民の多様な福祉課題に対応するため、社会福祉協議会との連携強化を図るとともに、地域活動との連携を図ります。また、ボランティアからコミュニティビジネスまで、幅広い町民活動の推進について検討します。

(1) 社会福祉協議会の機能強化

現状と課題

○社会福祉協議会は、地域福祉活動を進めていく上で重要な役割を担う団体であり、その機動性や、柔軟性を活かした取り組みが行われています。今後も、社会福祉協議会と町はそれぞれの特性を尊重し合い、協働して、地域福祉活動、ボランティア活動に参画できるよう、町では、社会福祉協議会を支援しています。

○高齢化の進行とともに、高齢者世帯等の増員が著しいことや、子育てに対する見守り・支援、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくり等、地域での福祉活動の役割は一層重要となっています。

施策の方向

□町は社会福祉協議会のボランティアの養成や生活支援コーディネーターの配置をはじめとした様々な地域福祉活動の推進事業に対し支援を行います。

□様々な活動組織や専門機関等との連携・協働を促進し、幅広い支援活動が行えるよう、社会福祉協議会のコーディネート機能の強化を支援します。

具体的な施策

社会福祉協議会への支援の充実	地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉協議会が目的達成するために支援の充実を図ります。
分野を超えた各種団体等とのつなぎ機能強化	社会福祉協議会では、地域課題の把握や相談、情報提供等、総合的な支援機能を担う「コーディネーター」を配置し支援体制の充実を図ります。

関連事業

- ・社会福祉協議会事業費補助金（保健福祉課）
- ・生活支援コーディネーター配置事業（地域包括支援センター、社会福祉協議会）

(2) 団体活動・地域活動の充実・支援

現状と課題

○サービスや支援を必要とする人やその家庭が適切にサービスを利用できるよう、関係者間の連携が重要です。また、地域に不足する資源についても、町やサービス提供事業者をはじめ、民間企業等様々な視点から取り組むことが必要です。

○社会福祉法人や福祉サービス事業者は、福祉サービスを提供するため高度で専門的な知識や技能等を有していますが、住民の相談援助やボランティアの養成、住民の福祉学習の場の提供等、社会福祉法人、福祉サービス事業者のが持っているノウハウが十分に活用されていない等の課題があり、特に、公益性の高い社会福祉法人には社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすのみならず、ほかの事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められ、社会福祉法に定める地域における公益的な取組の実践を通じて、地域の関係機関との連携や役割分担をはかりつつ、積極的に地域へ貢献していくことが期待されています。

施策の方向

□社会福祉法人や福祉サービス事業者が地域住民の参加と協力を得て、福祉の専門的な知識・技能や様々な福祉サービスのノウハウ等を活かした地域貢献活動を推進するための取り組みを進めます。

□生活支援コーディネーターを中心に地域団体やサービス提供事業所、民間企業等関係団体と連携し、地域に必要な資源の創出や地域ボランティア等による生活支援等サービスの提供体制の整備を進めます。

具体的な施策

地域福祉活動の支援体制の充実	積極的に地域活動への支援を行うとともに、より多くの町民が活動に参加できるよう、活動内容の情報提供を行う等、活動の活性化を図ります。
まちづくり活動に対する支援	町民活動の立ち上げに対する支援を行うとともに、継続して活動できるよう、関係機関等と連携して支援に努めます。

関連事業

- ・生活支援コーディネーター設置事業（地域包括支援センター、社会福祉協議会）
- ・集落支援員設置事業（企画財政課）
- ・地域おこし協力隊設置事業（企画財政課）

3 生活困窮者への支援

複合的な課題を抱えた生活困窮者への自立を促進するため支援の相談を強化します。社会福祉協議会と連携し、包括的・継続的な支援を行い、困窮状態から脱却を支援します。

(1) 生活困窮者の自立に向けた支援

現状と課題

○潜在的な生活困窮者の早期発見及び相談体制の充実が必要です。

施策の方向

□生活困窮者の実態把握や早期発見を行うため、相談窓口の充実を図り自立した生活が送れるように社会資源の活用等生活困窮者への必要な支援に努めます。また、社会福祉協議会と連携し生活困窮者の自立支援に努めます。

具体的な施策

自立支援の促進	生活保護制度を必要とする場合には確実に申請・保護に結びつけ、また、生活困窮者に自立支援の制度の情報を提供し、必要な支援に結び付けます。
社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が実施する生活福祉資金、たすけあい金庫の相談事業と連携し、生活困窮者に対する相談支援体制の充実に努めます。

関連事業

- ・ 相談窓口の充実（保健福祉課・社会福祉協議会・民生委員・児童委員）
- ・ 訪問調査（保健福祉課）
- ・ 生活困窮者自立支援事業（社会福祉協議会）
- ・ 生活福祉資金（社会福祉協議会）

第4章 計画の推進体制

1 計画の進捗管理

町の保健福祉課を中心に、関連する部署の連携・協力のもとに、本計画の総合的な推進を図ります。また、幅広い町民の参画のもとに地域福祉を推進するため、計画の進捗状況の点検及び見直しを行い、必要に応じて計画を変更します。

2 町民、関係団体・関係機関・行政の役割

本計画の施策を実現するためには、行政の取り組みに加えて、町民・関係団体・関係機関等、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 町民の役割

町民一人ひとりが地域社会の構成員であることを自覚し、自分が住む地域や福祉に対する関心をもつことが重要です。地域で起こっている問題について考え、解決していくための取り組みを話し合うとともに、日頃から地域の人たちが、あいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知り以上の関係を気づいていくことが求められています。また、ボランティア等の社会貢献活動や、社会団体への寄付等の助け合い活動に理解を示し、可能な範囲で協力することも大切です。

(2) 地域コミュニティ組織（自治公民館等）の役割

町内会、自治公民館といった地域コミュニティ組織は町民同士を結び付ける基盤であり、積極的な加入活動の展開や活動内容の充実を行うことで、地域の絆づくりを図っていくことが求められています。また、町民が地域の中に抱く課題を発見・共有するとともに、それを地域課題として捉え、地域の中で解決していくことが期待されています。

(3) 関係団体・NPO・事業者等の役割

民生委員・児童委員をはじめとする関係団体は市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本とし、地域福祉活動の担い手となることが期待されています。また、NPOやボランティアは活動内容の充実とサービスの多様化を図ります。社会福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供と公開、新しいサービスの創出が求められています。また、地域の一員として、社会貢献活動等の実践による福祉のまちづくりへの参加に努めることが求められています。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に基づき、福祉活動や福祉サービスの実施主体としての役割だけでなく、町民や関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが期待されています。また、地域においてよりきめ細やかな地域福祉活動の支援推進するため、住民一人ひとりの課題を地域全体の課題として捉え、地域の実情におうじた事業を効果的に行う地域福祉推進の先導役を果たすことが求められています。

(5) 行政の役割

地域の福祉活動を促進させるための支援を推進します。行政内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・労働・建設等の分野を担当する関係者が相互に連携を図り、町政の様々な分野で地域福祉の視点から施策を見直し、横断的な施策の推進を図ります。

保健福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1 住田町保健福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、住田町保健福祉計画

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する基本的な事項
- (2) その他計画の策定に関する必要な事項

(組織)

第3 委員会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 障がい者団体関係者 | 2人以内 |
| (2) 民生委員・児童委員 | 2人以内 |
| (3) 社会福祉、医療関係者 | 2人以内 |
| (4) 障がい福祉サービス事業者 | 1人以内 |
| (5) 保健業務関係者 | 3人以内 |
| (6) ボランティア団体関係者 | 1人以内 |
| (7) サービス利用者 | 2人以内 |

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱された日から計画ができあがるまでとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

住田町保健福祉計画策定委員名簿

	氏 名	役 職	選出区分
委員長	菊池 義勝	住田町手をつなぐ育成会会長	障がい者団体関係者
副委員長	金野 純一	住田町民生委員協議会会長	民生委員・児童委員
委員	水野 清	住田町身体障害者協会会長	障がい者団体関係者
委員	菅野 英子	(社)住田町社会福祉協議会	社会福祉、医療関係者
委員	佐藤 正子	就労支援事業所 夢工房カトレア 所長	障がい福祉サービス事業者
委員	紺野 栄子	保健師	保健業務関係者
委員	松田 久義	住田町ボランティア活動連絡会会長	ボランティア団体関係者
委員	高橋 由美子	サービス利用者	サービス利用者